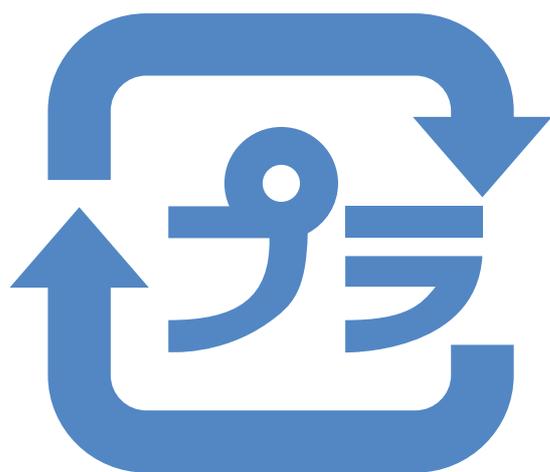


識別表示 を 義務化



プラスチック製容器包装および紙製容器包装の
製造事業者ならびに利用事業者の皆様が、
「識別マーク」を表示する際にご活用ください。

識別表示と再商品化義務

容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法は、事業者に対して、それぞれ再商品化義務と識別表示義務を定めて、容器包装のリサイクルの促進を目指しています。識別表示の目的は、消費者の分別排出を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。

このパンフレットで「識別表示」とは、資源有効利用促進法に基づいて指定表示製品と定められた容器包装に、プラスチック、紙、PET、スチール、アルミ等の材質を表示することをいいます。また、「識別マーク」とは「識別表示」をするために定められた様式に基づいたマークを意味します。プラスチック製容器包装の識別マークをここでは「プラマーク」といい、紙製容器包装の識別マークをここでは「紙マーク」といいます。

1. 容器包装とは

「容器包装」とは「容器（ボトルや缶や袋のように商品を入れるもの）」と「包装（包装紙やラップのように商品を包むもの）」であって、商品が消費されたり取り出されたあと不要となるものです。

2. 再商品化義務

(1) 再商品化とは

「再商品化」とは、有償または無償で譲渡できる状態にまで処理、加工することを意味します。

(2) 再商品化義務者

下記の事業者（小規模事業者を除く）は、市町村が分別収集した容器包装を引き取って再商品化する義務があります。

- ・容器や包装を利用する中身製造業者
- ・商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売業者
- ・容器の製造者
- ・容器や包装に入った商品の輸入販売業者
- ・容器を輸入する事業者

(3) 義務履行の委託

事業者は自ら再商品化をするか、または、財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託することができ、委託料を支払えば義務を果たしたものとみなされます。

注：再商品化義務の詳細については、容器包装リサイクル法（正式名称：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）および経済産業省のパンフレット『容器包装リサイクル法 活かそう、「資源」に。』を参照

3. 識別表示義務

(1) 義務対象の容器包装

飲料・酒類用のスチール缶やアルミ缶および飲料・酒類・しょうゆ用

のPETボトルには以前から識別表示が義務化されていましたが、平成13年4月からプラスチック製容器包装と紙製容器包装への識別表示も義務化されています。



プラスチック製容器包装

（飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトルを除く）



紙製容器包装

（飲料用紙バックでアルミ不使用のものおよび段ボール製容器包装を除く）



PET

飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトル



飲料・酒類用スチール缶



飲料・酒類用アルミ缶

注1：詳細については、資源有効利用促進法（正式名称：「資源の有効な利用の促進に関する法律」）を参照

注2：上記識別マークは一般に用いられるものであり、識別マークの様式は法令に定めるところによります。

(2) 識別表示義務者

下記の事業者は、識別表示義務があります。

- ・容器の製造事業者
- ・容器包装の製造を発注する事業者（利用事業者）
- ・輸入販売事業者

(3) 識別表示義務と再商品化義務の関係

プラスチック製容器包装と紙製容器包装については、再商品化義務の対象と識別表示義務の対象は基本的に同じです。

他の容器包装については、種類により次のような違いがあります。

容器包装	再商品化義務	識別表示義務
プラスチック製容器包装	あり	あり
紙製容器包装	あり	あり
ガラス製容器	あり	なし
飲料・酒類・しょうゆ用PETボトル	あり	あり
飲料・酒類用スチール缶	なし ^{*1)}	あり
飲料・酒類用アルミ缶	なし ^{*1)}	あり
他のスチール・アルミ製容器包装	なし	なし
飲料・酒類用紙パック(アルミ不使用)	なし ^{*1)}	なし ^{*2)}
段ボール製容器包装	なし ^{*1)}	なし ^{*2)}

*1) 分別収集されれば有償または無償で譲渡できるので、容器包装リサイクル法の適用から除外されています。

*2) 6.自主的表示(次頁)参照

なお、小規模事業者は、再商品化義務の場合と違って、識別表示義務を免除されていません。

また、再商品化義務と識別表示義務は、事業のために消費する商品の容器包装には、原則として適用がありません。

4 プラマークと紙マーク表示の原則

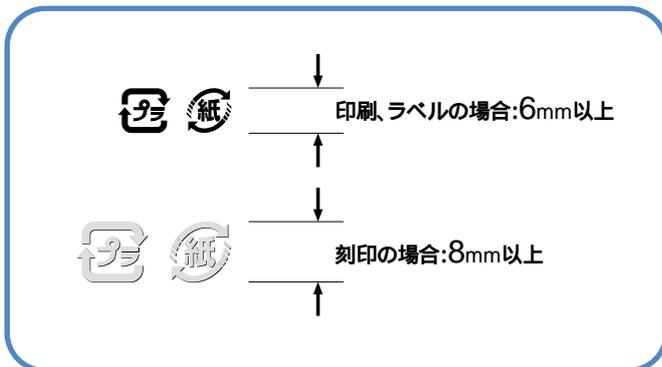
(1) 識別マークのデザイン

原則として、この解説書に示したデザインとします。

ただし、同一性が損なわれず、はっきり識別されれば、多少の変更や装飾が可能です。

(2) 識別マークのサイズ

上下の長さがつぎのように決まっています。



注:本項4.の上記識別マークは一般に用いられるものであり、識別マークの様式は法令に定めるところによります。

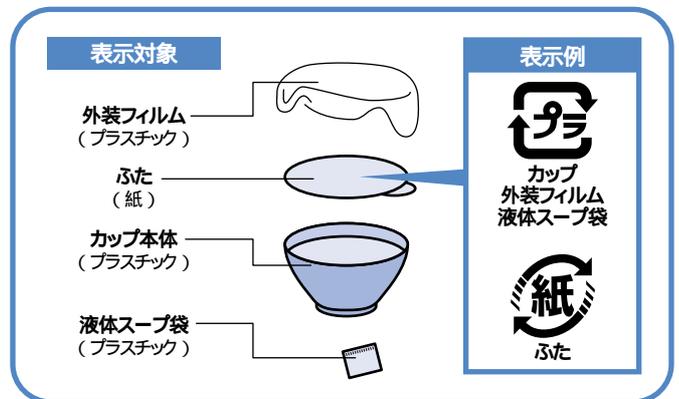
(3) 表示方法

容器包装の表面に1箇所以上印刷、ラベル(シール)を貼り、または刻印をすることにより表示します。

(4) 多重容器包装と一括表示

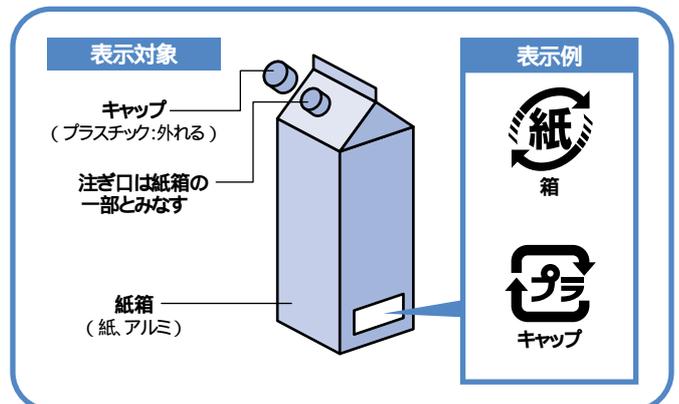
カップ麺の容器(カップ+ふた+外装フィルム+スープ袋)やジャンプのボトル(ボトル+キャップ+ポンプ)のようにいくつかの分離できる部分で構成されているもの、または菓子箱(内袋+外箱)のように容器包装に入った商品にさらに容器包装を付したものは、構成部分(法令では、ある構成部分に対する他の部分を「一体容器包装」と呼ぶ)のそれぞれをひとつの容器包装とみなします。

識別マークは各構成部分に直接表示するのが原則です。ただし、ほぼ同時に捨てられる構成部分については、まとめていずれかの部分に一括して表示をすることができます。その場合、各構成部分の名称(法令では「役割名」と呼ぶ)をその識別マークに併記することが必要です。



(5) 複合素材・材質の容器包装

日本酒用紙箱(アルミ使用)のプラスチック製注ぎ口や、プラスチック製ボトルに貼った紙ラベルのように容易に分離できないもの、またはアルミとプラスチックを貼り合わせた材料で作った容器包装の場合は、分離できないかたまりをひとつの容器包装とみなします。そしてその中で最も重い材質のマークを分離できない部分のいずれか(例えばボトルに貼った紙ラベル)の上に表示します。例えば、プラスチックとアルミと紙からできている容器包装でプラスチックが最も重ければ、主としてプラスチック製の容器包装としてプラマークを表示します。

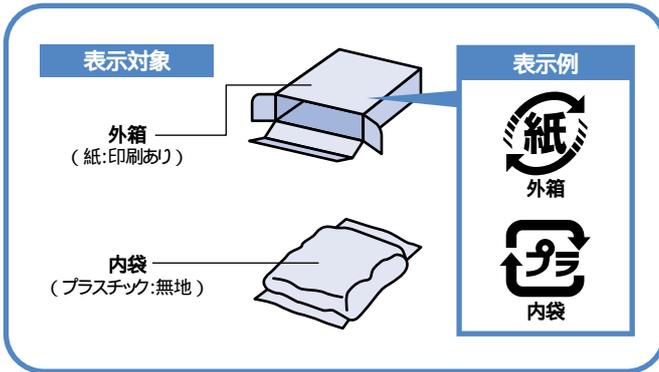


(6) 無地や表示不可能な容器包装

無地や表示不可能な容器包装は、他に分離できる構成部分(前記(4)の「一体容器包装」)の中に識別表示義務のあるもの(飲料・酒類用スチール缶、飲料・酒類用アルミ缶、飲料・酒類・しょうゆ用PETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装で、法令で「関連容器包装」というが含まれていないか、含まれていてもそのすべてが無地か表示不可能であれば、表示義務はありません。

印刷がなされているものやラベルが貼られているもの、刻印可能な成型工程で作られるもの(現に刻印がなくても)は、無地に該当しません。

無地や物理的に表示不可能な容器包装は、「一体容器包装」があって、その中に上記「関連容器包装」が含まれている場合には、「一体容器包装」のいずれかに、識別マークと役割名を併記して表示します。この場合、無地や物理的に表示不可能な容器包装とほぼ同時に捨てられる「一体容器包装」があれば、その上に表示します。



(7) 小売業者が商品の販売時に利用する包装紙

小売販売を業とする者が使用する包装紙(プラスチック製、紙製)は、1,300平方cm以下であれば識別表示義務はありません。

なお、特定の商品を包装するために製造される包装紙は1,300平方cm以下でも識別表示が必要です。

(8) 輸入品

輸入品でも、次の場合には識別表示の義務があります。

- ・輸入する商品の容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示をした場合
- ・輸入品の容器包装に印刷、ラベルまたは刻印で日本語が表示されている場合

(9) プラスチック製容器包装に係る材質等の表示

プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチック等の種類を表示することは、法的義務はありませんが、望ましいこととされています。

表示をする場合、材質の記号は、

JIS K 6899-1 2000(ISO1043-1 1997)

に準拠し、複合材質、複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、主要な材料に下線を付すことを推奨します。

一括表示の場合は、下記の例のように役割名と材質記号の間にコロ(:)を付します。



(10) ガイドライン

業界団体は、識別表示の円滑な実施のために、業界ごとのガイドラインを作成し、会員事業者等はそれに沿って表示することが望まれます。

5 罰則等

識別表示の義務化は、資源有効利用促進法の施行時である平成13年4月1日からですが、勸告、公表、命令、罰則などの規定は、2年間の猶予があり、平成15年4月1日以降の製造または輸入にかかる容器包装に適用されます。

ただし、売上高と従業員の両方につき以下の要件を満たす小規模事業者には罰則等は適用されません。

小規模事業者とは

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ5名以下

6 自主的表示

飲料・酒類用紙パック(アルミ不使用)と段ボール製容器包装は識別表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し、表示することになっています。



17. 識別表示の普及実態等に係る調査結果（概要）

経済産業省リサイクル推進課資料

1. 調査目的及び調査概要

平成13年4月に資源有効利用促進法において義務化（罰則適用は平成15年3月未まで猶予）された紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の識別表示について、普及実態を把握するとともに、誤った表示や誤解を招く表示事例を抽出、整理することにより、識別表示の更なる効率的な運用を図ることを目的として以下のとおり調査を行った。

- ・調査時期：平成16年2月
- ・調査主体：経済産業省リサイクル推進課が、紙製容器包装リサイクル推進協議会及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会の協力を得て実施。
- ・調査方法：名古屋市在住の世帯人数3名以上の家庭で、基本的に専業主婦のいる家庭、21世帯による消費者モニター調査。
- ・調査対象：モニター世帯が、調査期間内に購入した製品または贈答された商品で、紙製容器包装またはプラスチック製容器包装が利用されている商品。（ただし、医薬品、化粧品、日用品などの消費期間が長く、ストック性の高い商品については、平成15年4月以降の購入商品についても一部調査対象に追加。）

2. 調査結果

（1）調査実施商品の品目別割合

21世帯の消費者モニターによる1ヶ月間の調査の間に、調査票に記入された製品数は以下のとおり3,903点であり、食品が74.9%と最も大きな割合を占めていた。

	製品数	割合
品目合計	3,903	
食品	2,923	74.9%
飲料	140	3.6%
酒類	16	0.4%
油脂	54	1.4%
医薬品	84	2.2%
化粧品	64	1.6%
その他	622	15.9%

(2) 識別表示が全くされていない容器包装

紙製容器包装またはプラスチック製容器包装で、識別表示が全くされていない製品の割合は以下のとおり2.0%であった。

	製品数	該当製品数	該当割合
品目合計	3,903	79	2.0%
食品	2,923	50	1.7%
飲料	140	1	0.7%
酒類	16	1	6.3%
油脂	54	1	1.9%
医薬品	84	5	6.0%
化粧品	64	2	3.1%
その他	622	19	3.1%

(3) 識別表示が一部されていない容器包装

紙製容器包装およびプラスチック製容器包装を含む多重容器包装について、一部の容器包装の識別表示がない製品の割合は以下のとおり約4%であった。

注：複数の容器包装の識別表示が全てない場合【「識別表示がない製品」に該当】 また、複数の容器包装が全て無地の場合は該当せず。

	製品数	該当製品数	該当割合
品目合計	2,182	93	4%
食品	1,681	74	4%
飲料	106	-	-
酒類	2	1	50%
油脂	27	-	-
医薬品	66	4	6%
化粧品	54	1	2%
その他	246	13	5%

(4) 廃棄段階の異なるパーツへの一括表示されている容器包装

多重容器包装については、「ほぼ同時に捨てられる容器包装については、そのいずれかのパーツにまとめて表示することができる。」とされている。従って、廃棄段階が異なる容器包装に一括表示がなされている場合は、不適切な表示方法であると言えるが、その割合は以下のとおり20%であった。

注：多重容器包装について個々のパーツを廃棄するタイミングは消費者により様々であり、製造事業者が想定した廃棄段階とは異なるタイミングでそれぞれのパーツが廃棄されていることも考え得るが、本調査では、あくまで消費者モニターが通常的生活習慣において容器包装廃棄物を廃棄する場合として調査集計した。

	製品数	該当製品数	該当割合
品目合計	932	190	20%
食品	695	146	21%
飲料	36	4	11%
酒類	5	1	20%
油脂	13	2	15%
医薬品	44	9	20%
化粧品	38	8	21%
その他	101	20	20%

(5) 分かりにくい/誤っている識別表示がされている容器包装

消費者モニターが、容器包装廃棄物を分別排出する際、「表示が分かりにくい。」「表示方法が誤っていると思う。」「分別する際、判断に困った。」とした容器包装の割合は、以下のとおり8%であった。

	製品数	該当製品数	該当割合
品目合計	3,903	312	8%
食品	2,923	198	7%
飲料	140	6	4%
酒類	16	-	0%
油脂	54	-	0%
医薬品	84	24	29%
化粧品	64	14	22%
その他	622	70	11%

なお、分かりにくい/誤っている識別表示がされているとした理由として、以下の事例が挙げられた。

- ・ 識別表示がされていない。
- ・ 廃棄段階が異なる容器包装に一括して表示がなされている。
- ・ マークが小さすぎて判別が困難である（印刷の場合は6mmに満たない、刻印の場合は8mmに満たない）。
- ・ 容器包装でないものに識別表示がされている。

また、消費者モニターへのインタビュー調査において、それらの具体的事例として、以下のような意見が挙げられた。

ヨーグルト等のフタで、アルミ製とプラスチック製のものがあり、プラ製のものには表示があるのでいいが、アルミ製のものには表示がない。その場合、アルミ製なので表示がないのか、プラなので表示がないのかの判断に困ることがある。

飲料、醤油以外のプラスチック（PET製）の容器に、プラマークとペットボトルのマークが一緒についている。

一括表示されている容器包装に、同時に捨てない容器包装分まで一括表示されている。

はがせないラベルに紙マークがついている。

紙マークとプラマークが並んでいるが、部位がついていない。

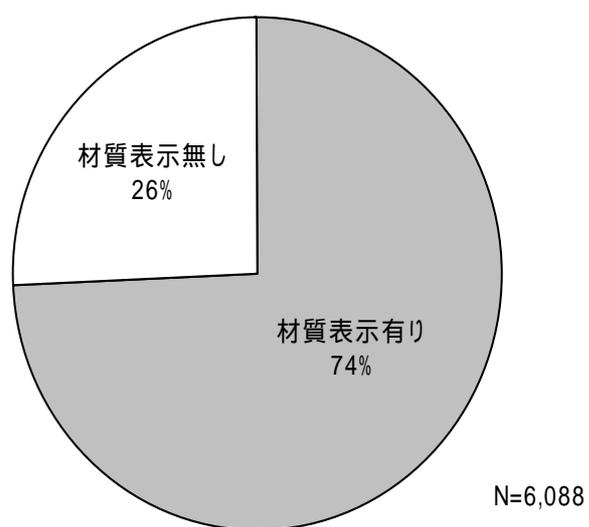
透明の袋に白字でプラマークがついていると、見逃しやすい。

エンボスの輪郭があいまいなプラマークは、見逃しやすい。

等

(6) プラスチック製容器包装に係る材質表示の有無

プラスチック製容器包装について、識別表示に加えて材質表示がなされている割合は、以下のとおり74%であった。



18. 国や地方公共団体における環境教育・普及啓発関連施策について

総合環境政策局環境教育推進室まとめ

(1) 国の主な環境教育・普及啓発関連施策の概要

(新)と付記されたものは平成17年度新規施策

人材の育成

環境教育・環境学習指導者養成基礎講座の開催（文部科学省） 環境教育指導者育成事業（環境省）

両省が連携協力し、教員及び地域の活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図る。

環境教育等人材認定等事業登録事業（環境省）

環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する人材認定等事業について、民間団体等が運営するもので一定の基準を満たすものを登録し、環境保全活動等での活用を図る。

環境カウンセラー活用推進事業（環境省）

環境保全に関する知識・経験が豊富な人材を登録公開することにより、環境保全活動に取り組む者が適切な助言等を得られやすくし、環境教育等の環境保全活動の活性化を図る。登録者総数（平成16年4月1日現在）3,398名

プログラムの整備

環境教育実践普及事業（文部科学省）

環境教育に関するモデル地域やモデル校を指定するなど、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。

環境教育推進のための教材開発（文部科学省）

社会科、理科、家庭科などの各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など授業において活用できるような教材コンテンツを企画、開発し、インターネット上で提供する。（平成17年度においては、中学校分を作成。）

(新) 環境教育推進のためのプログラム開発（文部科学省）

小・中・高等学校における環境教育についての実施状況の調査を行い、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科、家庭科などの関係教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間も含めた環境教育推進のためのプログラム開発を行う。

「総合的な学習の時間」推進事業（文部科学省）

各学校における「総合的な学習の時間」の学習活動をより充実したものとするため、学校間の連携等について実践研究を行うモデル事業や、NPOとの連携の在り方に関する調査研究、各学校が活用できる学習プログラムの開発などを行う。

情報提供、普及啓発

環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備（文部科学省） 環境教育・環境学習データベース総合整備事業（環境省）

両省が連携・協力し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースを構築。収集した情報は、インターネットにより提供し、環境教育・環境学習の促進を図る。

循環ビジネス人材教育・環境ビジネスアドバイザー派遣事業（経済産業省）

事業者や一般市民を対象とした研修会等を開催することで、3Rや循環ビジネスについての啓蒙普及を図るとともに、わかりやすい小冊子等の啓発資料を開発し、自治体や教育機関等への貸し出しを行うことにより、循環型社会構築に向けた人材育成・教育を行う。

中小企業環境・安全等対応情報提供事業のうち、環境管理・監査制度対応情報提供事業（経済産業省）

中小企業者を対象に、ISO14001取得のための講習会を実施。

「環のくらし」推進事業費（環境省）

地球温暖化対策推進大綱における国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動を推進するため、若年層、壮年層への効率的な啓発を行うことによって、地球温暖化防止のライフスタイルの転換を推進。

場や機会の拡大

省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 （文部科学省（環境省・農林水産省・国土交通省と連携））

子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業の実施を通して体験型環境学習を推進する。

社会教育活性化21世紀プラン（文部科学省）

社会教育施設を中核とした地域の課題解決のための事業を実施するとともに、モデルプログラムの開発等を行い、社会教育の全国的な活性化を図る。

(新) 学校等エコ改修・環境教育モデル事業費 (環境省)

学校校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施する。

(新) 我が家の環境大臣事業費 (環境省)

生活の中心となる家庭での環境教育・環境保全活動を推進するため、インターネットを活用したエコファミリー事業、複数の家族が集まり、地域等で環境保全活動等を行うことをサポートするファミリーエコクラブ事業、上記二つの事業の参加家庭の活動支援や交流を目的としたイベント等の普及啓発事業を行う。

こどもエコクラブ事業費 (環境省)

子どもたちが地域において自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、全国の小中学生を対象として「こどもエコクラブ」の結成、登録を呼びかけるもので平成7年度から実施。平成16年度は約4,300クラブ、約82,000人が参加。

各主体の連携

地方環境パートナーシッププラザ整備事業 (環境省)

地域における環境保全活動等に関する情報提供やNPO等の交流の場等の拠点として、全国9箇所の地方環境対策調査官事務所に、地方版の「環境パートナーシッププラザ」を設置する。

地球環境パートナーシッププラザ運営費 (環境省)

市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施。

NGO/NPO環境政策提言推進調査費 (環境省)

NGO/NPO等から政策提言を広く公募し、優れた提言について発表する環境政策提言フォーラムを開催するとともに、提言の実際の施策への反映を促進するために、優れた提言についてモデル的に事業化を実施。

事業者等による取組

(新) 環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業 (環境省)

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき、事業者が自らの環境負荷とその低減対策の状況等を取りまとめた環境報告書の作成・公表やその利用促進を図るため、環境報告書の記載事項等の検討、シンポジウムや講習会等を実施。事業者においては、環境報告書等を通じて従業員の環境保全意識の向上を図るなど、社内教育に環境報告書を利用。

(2) 自治体における環境教育・環境学習に関する取組事例

都道府県

都道府県名	事 例
北海道	<p>道が定めた環境学習講座を住民団体等が開催する際に、道は専門家を講師として派遣する。</p> <p>出先機関が主体となり、地域において、市町村・環境保全団体等と連携して、環境学習会等を開催することにより、地域での環境保全活動や環境学習への取組を促進する。</p> <p>環境月間中に道内の環境保全に多大な貢献をされた方への知事感謝状の贈呈、パネル展等の記念行事を実施する。</p> <p>参加・体験型の総合的な環境学習として「環境の村」事業を実施</p> <p>こどもエコクラブ交流会の開催</p> <p>こどもエコクラブ活動報告集の作成</p> <p>環境教育プログラム集の作成</p> <p>環境教育支援キットの作成</p> <p>子供向け環境情報提供の充実</p>
青森県	<p>県民を会員として募り「あおもり地球クラブ」を設置し、会員に対する情報誌の発行やエコスクール（環境学習）を実施</p> <p>環境関連ビデオの貸出し</p> <p>小学校5年生向けの環境副読本及び教師用手引を、北東北三県（青森県、岩手県、秋田県）が共同で作成・配布</p>
岩手県	<p>環境副読本の作成</p> <p>青森県、秋田県と共同で作成。小学校5年生向けと教師用手引書を配布</p> <p>環境アドバイザー</p> <p>地域で開催される環境問題についての研修会等に、知事が委嘱する環境アドバイザーを講師として派遣</p> <p>環境学習ホームページ「いわて環境学習館」の運用</p> <p>実践的な環境教育や環境保全活動の指導者の支援・育成・サポートを目的としたホームページの運用</p>

都道府県名	事 例
宮城県	<p>環境保全活動アドバイザー事業 環境保全活動に対し指導、助言を行うアドバイザーを設置し、必要に応じて派遣する。</p> <p>みやぎ環境学習パートナーシップ推進事業 「環境学習」をキーワードに、関係する団体・個人の緩やかなネットワーク組織として、「環境学習パートナーシップ会議」の設立・運営 みやぎ環境学習プログラムの開発 小学校における「総合的な学習の時間」等での使用を前提に、小学校教員向けの指導用引き書を作成。中学年用と高学年用の2分冊。県内全小学校へ配付。</p>
秋田県	<p>出前環境講座開設支援 ・環境学習の活性化を図るため、講座に講師を派遣する。 ・小学校に環境人形劇を派遣する。</p> <p>北東北環境フォーラム関係 ・環境副読本の増刷、配布 ・北東北子ども環境サミットを青森県、岩手県と共同実施。</p> <p>あきたエコマイスター育成事業 ・環境全般について学べる場として「環境あきた県民塾」を創設し、各地域での環境保全活動のリーダー的存在となる「あきたエコマイスター」を育成する。</p>
山形県	<p>環境アドバイザー派遣制度 住民サークル等が実施する講演会・学習会等に講師を派遣</p> <p>環境情報の提供・環境保全活動の支援 常設展や企画展の開催、ホームページの運営や環境図書の貸出しなどにより情報提供を行うとともに、環境科学研究センターのセミナー室、展示ホール等を開放し、環境学習活動を支援する。</p> <p>やまがた環境スクールの開催 人間と環境の関わりについて幅広い理解を深め、環境保全意識を体得し、身近なところから具体的に行動できる県民を育成するために、環境講座3コースを設定し開催する。 1 山形環境大学 2 工房やまがた(クラフトワークショップ) 3 環境実験講座</p> <p>環境学習の定着化の推進 野外環境教室を実施するとともに、こどもエコクラブの活動を支援する。</p> <p>施設見学に合わせた環境教室開催 見学団体の希望に合わせ、8テーマから環境教室を開催する。</p>

都道府県名	事 例
福島県	<p>児童・生徒に体験的環境学習のできる機会の増加を図るため、体験を重視した幅広い分野の環境教育を行うことのできる指導者を養成するための講習会を開催</p> <p>小・中学校を対象として、学校内における節電・節水やごみ排出量削減等、環境にやさしい取組を進めるため、行動のチェックシートを配布し、活用してもらうこと等により、児童・生徒の環境保全意識の醸成や取組を促す。</p> <p>環境保全団体の指導者や一般県民を対象に環境保全に関する講習会を開催し、うつくしまエコリーダーとして認定</p> <p>環境教育副読本（小学校五年生向け）の作成</p> <p>環境問題に関する専門家や県職員を環境アドバイザー等派遣事業において派遣</p>
茨城県	<p>エコ・カレッジ</p> <p>地域・職域における環境学習リーダーを養成するため、一般県民・市町村職員などを対象とした講座を開設している。</p> <p>エコ・スクール</p> <p>親子を対象とした環境保全の意識向上を図る自然観察会を開催する。</p> <p>環境アドバイザーの派遣</p> <p>住民組織等が主催する環境学習会、自然観察会等へ講師を派遣する。</p> <p>環境学習資料の貸出</p> <p>自然環境フォトコンテスト入賞作品、ビデオ、紙芝居、パネル等を一般県民等へ貸出す。</p>
栃木県	<p>環境学習プログラム（活用事例集）の作成</p> <p>平成13、14年度に作成した環境学習プログラム「幼児・小学校編」「中学校・高等学校編」を実際に活用し、環境教育を実施した事例集の作成</p> <p>環境教育教員研修</p> <p>学習プログラムの活用を図るための教員対象の研修</p> <p>環境学習情報の整備</p> <p>普及啓発資料や学習関連情報をアーカイブ（書庫）として一元的に整理するとともに、環境学習講座をHPに掲載</p>
群馬県	<p>環境学習支援プログラムの作成</p> <p>移動環境学習車「エコムーブ号」</p> <p>環境学習を行うための機材を搭載し、小中学校の環境教育や各種学習会等に活用</p>

都道府県名	事 例
埼玉県	<p>エコ・サマースクールの開催</p> <p>1. 趣旨</p> <p>環境問題に対する理解を深め、環境知識の向上とともに、環境保全活動の実践を促すため、夏休みを利用して小中学校の児童・生徒及び小中高等学校の教員を対象にエコ・サマースクールを開催する。実施方法は、サイエンスインストラクターなど外部講師や県職員を講師に、環境科学国際センター及び自然学習センターにおいて、身近な環境問題をテーマとした講座・教室を実施する。参加見込み人数約1,000人</p> <p>2. 内容</p> <p>環境科学相談室 こども自由研究教室～わたしたちのまちの大気を調べよう ～ 生態園体験教室 こども実験教室 みんなで作ろう観察記録 夏休み自由研究相談会 夏休み昆虫教室 夜の虫の観察会 セミの抜け殻調査 変な葉を探そう 夜の自然観察オリエンテーリング 環境教育指導者実践講座</p> <p>彩の国環境大学の開講</p> <p>地域の環境活動保全リーダーの育成を図るため環境科学国際センターにおいて彩の国環境大学を開講している。</p> <p>埼玉県環境教育アシスタントの派遣</p> <p>小・中学校における環境教育の支援を図るため、環境問題について知識や経験を有する者等のうちから適当と認められる者をアシスタントとして登録し、派遣する。</p>
千葉県	<p>環境学習講座の開催</p> <p>県民環境講座</p> <p>一般県民を対象とした、講演会形式の環境学習講座（年5回予定）</p> <p>体験型環境講座</p> <p>一般県民を対象とした、体験的要素を取り入れた環境学習講座。実施NPOを公募し、事業を委託する。（年2回予定）</p> <p>こども環境講座</p> <p>小・中学生を対象とした、1泊2日で行う体験的な環境学習講座。15年度から実施NPOを公募し、事業を委託する。（年2回予定）</p> <p>環境学習指導者の養成</p> <p>教員や地域・企業・団体のリーダーを対象に、環境問題の現状解説、体験学習、事例研究等を中心とした講座（エコマインド養成講座）し指導者を養成する。</p> <p>環境学習教材の貸出し</p> <p>環境学習ビデオ及び環境学習キットを整備し、一般に貸出しを行う。</p>

都道府県名	事 例
東京都	<p>環境学習リーダー支援事業「フォローアップ講座」の実施</p> <p>環境関連のビデオ書籍、環境測定機器、環境学習キットの貸出し</p> <p>環境学習・環境教育推進連絡会（環境局・教育庁・環境学習リーダーによる連絡会）</p> <p>環境副読本（小学校版・中学校版・高等学校版）の作成（教育庁）</p> <p>環境パートナーシップ交流会の実施</p> <p>企業職員、教員、行政職員、環境活動団体等の意見交換会を行い、連携・協働の可能性を探る。</p>
神奈川県	<p>環境情報の提供・相談を充実するため、「アジェンダ21 かながわ環境情報相談コーナー」を設置し、「環境情報コーディネーター」を配置して、HPやメールマガジン等で情報発信を行う。</p> <p>こどもエコクラブ活動の活性化を図るため、こどもエコクラブ県内交流会・サポーター研修会等を開催する。</p>
新潟県	<p>小学校または中学校に職員が出向き、地域環境の現状及び地球環境問題等について、わかりやすく講義または実験等を行う。</p> <p>環境関連ビデオの貸し出し</p>
富山県	<p>出前講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する学校、地域に対し講師を派遣
石川県	<p>インターネットによる環境情報の提供</p> <p>環境学習ホームページ「エコロいしかわ」の発信</p> <p>環境学習講座</p> <p>基礎コースから体験型、ワークショップ型の講座開催をとおして、環境活動リーダーや地球温暖化防止活動推進員の人材育成を図る。</p> <p>いしかわ自然学校</p> <p>県、市町村、民間団体等が連携して県内各地の自然を活用した多彩な自然体験プログラムを提供する。</p>
福井県	<p>移動環境教室</p> <p>小・中学生を対象に、大気環境測定車の説明、環境簡易調査等の環境教育を実施</p> <p>インターネットによる環境情報の提供</p> <p>ホームページ「みどりネット」により、環境情報を地図や表などビジュアルに提供</p> <p>滋賀県、三重県、岐阜県と連携し、4県こども環境会議の開催</p>

都道府県名	事 例
山梨県	<p>県下10校の小学生4,5,6年生約1,000人を対象に、親子で環境に優しい生活をチェックする「親子エコチェックシート」を実施</p> <p>環境保全啓発のために、環境学習のためのビデオ、展示用パネル、環境にやさしい商品等の貸出しを行う。</p> <p>環境保全の分野において、県内で活躍されている方々を環境アドバイザーとして登録し、地域における学習会・研修会等の講師として派遣する。</p> <p>体験型環境学習推進事業として「親子エコスクール」を実施。県内の環境施設や自然の中での体験を通して親子で環境問題について考える機会を提供する。</p>
長野県	<p>環境学習プログラムの作成</p> <p>県下の小学校高学年児童が、家庭で身近な環境保全活動に取り組むための環境学習プログラムを提供する。</p> <p>長野県環境保全研究所における学習交流事業</p> <p>自然環境への理解を総合的に深めることを目的に、県民を対象とした自然観察会等を開催する。</p>
岐阜県	<p>学校（小中学校）の要請に応じて県環境局の職員や地域の有識者を積極的に学校に派遣する制度「岐阜県環境学習出前講座（E講座）制度」を平成12年度に制定。学校、行政、地域が一体となった環境教育を推進している。（H15年度 163回実施）</p> <p>滋賀県、三重県、福井県と連携して4県子ども環境会議を開催（H13年度～）</p> <p>環境塾の開催（H14年度～）</p> <p>県内5圏域において、小中学校の児童・生徒と保護者を主な対象とした環境学習を、毎月第2土曜日の県民環境の日を中心に実施</p> <p>岐阜県まるごと環境パビリオン（環境ポータルサイト）の運営</p> <p>小中学校、市町村等が地域における活動を直接書き込むことができるHPを運営。情報交流を進め、環境保全活動を活発化させる。</p>
静岡県	<p>方針見直し・策定</p> <p>環境教育推進法に基づく県の基本方針等の見直し・策定</p> <p>指導者の養成</p> <p>(1)環境道場師範養成講座（地域の実践的な環境学習リーダーの養成）の開催</p> <p>(2)環境学習指導員（旧自然学習指導員）の養成</p> <p>(3)森林環境教育上級指導者の養成</p> <p>学習教材の整備</p> <p>(1)環境学習プログラム集、環境道場ハンドブック、自然体験学習マニュアル&事例集、森林環境教育プログラム集（6地域）（環境森林部）</p> <p>(2)環境教育指導資料集（教育委員会）</p> <p>(3)自然観察ガイドブック（33シリーズ）の刊行（環境森林部）</p>

都道府県名	事 例
	<p>学習施設・整備（拠点）の充実</p> <p>(1)拠点施設（環境衛生科学研究所、林業技術センター）機能の充実</p> <p>(2)その他の環境学習施設機能の充実（県立森林公園等）</p> <p>(3)県総合教育センター（教育委員会）との連携</p> <p>学習機会の充実</p> <p>(1)環境学習リーダーの派遣</p> <p>(2)地域での人材活用支援（ボランティア等の発掘・活用）</p> <p>(3)こどもエコクラブの支援</p> <p>(4)生活排水、ゴミ、水資源等の普及啓発</p> <p>情報収集・ネットワークの整備</p> <p>(1)環境学習データバンク（インターネットによる学習情報の提供）の運営</p> <p>(2)環境コミュニケーション（環境教育・環境学習の情報冊子）の充実</p> <p>(3)環境学習サポート事業（環境学習指導員養成の登録と研修）の実施</p> <p>連携強化</p> <p>市町村、教育委員会、県等による地域連絡会議の開催（8地域）</p>
愛知県	<p>あいちエコカレッジネットの開設（平成14年度から継続）</p> <p>地域における環境学習指導者と次世代環境リーダーを養成するため、インターネットを活用した環境教育ホームページの開設やフィールド研修を実施する。</p> <p>（URL http://www.aichi-ecocollege.net/）</p> <p>環境学習指導者養成講座</p> <p>ベーシックコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 教員等環境学習指導者、一般県民 ・オンライン講座 20本 ・フィールド研修 5日間（平日・休日2コース）（募集人員100人） <p>フォローアップコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 ベーシックコース修了者 ・オンライン講座 5本（課題レポート方式） ・フィールド研修 5日間以上（県、市町村、NPO等の開催する講座を受講するかまたは実践活動を行う） <p>あいちエコユース養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 大学生、企業、NPO等の青年層 ・オンライン講座 20本 ・フィールド研修 30人 2泊3日（平成16年度予定） <p>子どもたちあつまれ！の開設（平成13年度から継続）</p> <p>セミの抜け殻、どんぐり、水生生物などの子どもたちに身近な環境の調査を通して子どもたちに環境の大切さを伝えるための体験型環境学習ホームページを引き続き開設をする。</p>

都道府県名	事 例
	<p>(URL http://www.aichi-ecocollege.net/eco-kids/)</p> <p>出前環境学習講座の開催 (平成16年度から実施予定)</p> <p>学校における総合的な学習や企業等における環境学習の推進を図るため、要請に応じてあいちエコカレッジネット修了生と職員が出向き、これらの者が連携して体験を重視した環境学習講座を実施する。</p> <p>実施回数：20回</p> <p>市町村環境学習推進連絡会議の開催</p> <p>地域に密着した市町村は環境学習への積極的な取組が不可欠であるため、市町村職員の資質の向上を支援する。</p> <p>環境教育副読本の作成</p> <p>平成14年度から総合的な学習の時間が学校で設定されていることを踏まえ、子どもたちの環境学習を支援するため、副読本を配布する。</p> <p>作成部数 (平成16年度)：57,000部</p> <p>配布先：県内の小学4年生 (名古屋市内を除く。)</p> <p>こどもエコクラブ地域交流会の開催等</p> <p>子どもたちが地域において仲間と一緒に学ぶ環境学習の推進を図るため、県内でそれぞれの活動を展開しているこどもエコクラブに対して、情報の提供、ネットワーク形成の支援等を行うとともに、こどもエコクラブのPRを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもエコクラブ地域交流会の開催 <p>時期及び期間：夏休み期間中 1泊2日</p> <p>内容：活動事例発表、交流、ネイチャーゲーム等</p> ・こどもエコクラブサポーター研修会の開催 <p>時期及び期間：夏休み期間中 1泊2日</p> <p>内容：講義、ワークショップ (活動事例評価等) 及び交流</p> ・こどもエコクラブ案内ちらしの配布 <p>配布先：県内の小学4年生</p> ・環境学習施設利用割引券の配布 <p>配布先：こどもエコクラブ会員</p> <p>体験的環境学習推進事業 (平成16年度実施予定)</p> <p>地域の生活に根ざした環境保全活動を推進するため、地域住民、市町村、事業者、NPO等との連携により、環境学習のモデルとなるシステムを構築するとともに、人材ネットワークの形成を支援する。</p> <p>内容：大学環境サークル等が連携して継続的に体験的環境学習を実践する仕組みを構築し、その評価を行う。</p>

都道府県名	事 例
三重県	<p>環境学習指導者養成講座・実践講座の開催</p> <p>環境学習指導者養成講座等を開催し、環境保全活動に取り組むリーダーボランティア等の養成を図る。また、指導者養成講座の修了者を対象に指導者養成実践講座を実施し、地域で参加型の環境教育を推進し、コーディネートすることのできる担い手を育成する。</p> <p>環境学習講座の開催</p> <p>環境家計簿教室、グリーン購入講座、環境パソコン教室、夏休みこども環境講座等の開催</p> <p>出前講座の開催</p> <p>「ISO14001構築基礎」講座、省エネルギー講座、水質チェック教室、大気調査ネットワーク教室、自然体験教室等を申し込みに応じ、県内各地で開催</p> <p>岐阜県、福井県、滋賀県と連携し、4県こども環境会議の開催</p> <p>ビデオ、パネル等の環境教育資材の貸し出し</p> <p>インターネットでの情報発信</p> <p>ホームページ「三重の環境」の「環境学習の部屋」で環境学習に関する情報を発信するとともに、質問に答える。</p> <p>こどもエコクラブ県内交流会の開催</p> <p>県内のこどもエコクラブ会員の日頃の活動発表と紹介、交流の場として交流会を開催する。</p>
滋賀県	<p>【環境学習の支援体制】</p> <p>（仮称）環境学習情報システムの構築</p> <p>環境学習フェア</p> <p>環境学習の取組を県民すべての取組とするため、県民・学校・NPO・事業者・行政等の各主体が環境学習取組事例の発表や交流を実施する。</p> <p>【子どもの環境学習の支援】</p> <p>エコ・スクールの支援</p> <p>ISO14001の環境マネジメントの考え方を学校での環境の取組に生かし、地域と連携しながら子ども達が主体的に環境保全活動に取り組めることをめざす。</p> <p>こどもエコクラブ事業</p> <p>小中学生が地域で主体的に行う環境学習や実践活動を支援する。</p> <p>こども環境特派員事業</p> <p>県外および滋賀県の子ども達が環境学習船「湖の子（うみのこ）」等の体験学習を通じ、環境保全意識の高揚を図る。</p> <p>福井・岐阜・三重・滋賀4県連携による「子ども環境会議」</p> <p>4県の子どもたちが環境学習を通じて意見交換・交流を行い、環境に関する関心や意識を高める。</p> <p>滋賀県立琵琶湖博物館での体験学習推進事業</p>

都道府県名	事 例
	<p>来館児童生徒向けの体験学習プログラムの開発、教職員向け研修の実施</p> <p>【一般向け環境学習の支援】</p> <p>環境セミナー船の運航</p> <p>県民の琵琶湖をはじめとする環境への理解と環境保全の意欲の増進を図るため、琵琶湖上での環境学習の場を提供する。</p> <p>滋賀県立大学公開講座</p> <p>環境を専門テーマとした3回シリーズの公開講座</p> <p>淡海生涯カレッジの開設</p> <p>専門機関との連携・協力を図り、基礎的な学習から大学の高度な学習を組み合わせ、環境をテーマに県内4カ所で開催</p> <p>家族ISOプログラムの普及推進</p> <p>ISO14001の環境マネジメントの考え方を家庭での環境の取組に生かした本県独自のプログラムを普及し、エコライフの実践を促進する。</p> <p>しが新エネルギーアドバイザー制度の創設・運営</p> <p>セミナー等を実施する場合に講師を派遣する。</p> <p>【人材養成】</p> <p>京都府と連携した環境学習のリーダー養成講座</p> <p>滋賀県・京都府の県民の交流を促進し、両府県をフィールドとした体験的環境学習プログラムを実施し、環境保全活動や環境学習の人材を育成するための全6回の講座</p> <p>地域環境保全活動ステップアップ事業</p> <p>県内における自主的な環境保全活動の促進、持続可能な社会づくりに向けた学習のための人材養成と交流</p> <p>【各行政分野における取組】</p> <p>おうみ森っこスクール、田んぼの学校、みずすまし構想、子どもたちの農業・農村体験、学習、みずべみらい再生事業（学びの水辺整備） など</p>
京都府	<p>滋賀県と連携した環境学習講座（京滋地球環境カレッジ）の開催</p> <p>京都・滋賀の両府県民が、京滋をフィールドに交流しながら体験的な環境学習の企画運営方法を学ぶ講座</p> <p>「エコスクール in 京都」の開催</p> <p>府保健環境研究所で小中学生を対象に青少年地球環境科学教室を開催</p> <p>「地球デザインスクール」</p> <p>自然との共生をめざした取組等を通じて、環境に関する様々な学習活動を行っている。</p> <p>環境啓発冊子（小学生5年生向け）の作成</p> <p>京都エコクラブ事業の推進</p>

都道府県名	事 例
大阪府	<p>大阪府の環境ホームページへの「環境教育学習ガイド」の掲載</p> <p>大阪府及び府内市町村が実施する学習会や施策情報をはじめとする環境教育関連事業等の情報提供を行っている。</p> <p>環境コーディネーター養成講座「なにわ環境塾」</p> <p>地域における環境保全活動を推進するために必要なコーディネート力を養成する。</p> <p>環境活動リーダー支援講習</p> <p>環境活動を行うリーダー等に対し、企画力習得を目的とした講座を開催する。</p> <p>環境学習人材支援事業</p> <p>環境NPOから、小学校に講師として出向いて子どもたちへの体験的な環境学習プログラムを展開してもらい、活動を通して先生方にも環境教育のノウハウを習得してもらえるよう支援する。</p> <p>環境情報プラザ(環境情報コーナー、研修室、環境実験室)の運営</p> <p>府民、環境NPO、事業者などの環境学習や自主的な環境保全活動を支援するため「環境情報プラザ」を運営。環境情報コーナー、研修室、環境実験室を有し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、ビデオの閲覧、視聴、貸し出し。インターネットでの情報検索 ・ 学習会等への会場貸出。環境に関する講座、セミナーの開催 ・ 身近な環境調査、リサイクル工作等への実験室貸し出し、実験講座の開催等により環境NPO等の活動を支援 <p>子ども向け環境副読本の作成</p> <p>小学生向けに「パソコン版・環境副読本」を作成し、大阪府のホームページに掲載。</p>
兵庫県	<p>「エコツーリズムバス」運行支援事業</p> <p>県民が県内の環境学習施設や自然公園を訪れ、学習する際に必要なバスの借り上げ、経費の一部を助成する。(年間助成台数100台を目標)</p> <p>子ども向け環境教育の推進</p> <p>こども環境通信員制度</p> <p>県内で環境活動を行う小中学生を「通信員」として登録し活動報告を受け付け、報告をまとめたニュースレターを作成・発行する。</p> <p>地域・全県こども環境会議の開催</p> <p>こどもエコクラブ会員や通信員などが一堂に会し、環境活動発表や体験学習を行う会議を地域別及び全県規模で実施する。</p> <p>どこでもエコ学習推進事業</p> <p>指導者養成研修の実施</p> <p>環境学習器材の貸し出し</p> <p>環境学習フォーラムの開催</p> <p>(財)ひょうご環境創造協会による環境学習支援事業</p> <p>(1)県民や事業者等の環境学習を促進するため、環境活動への助成 環境学習会へ</p>

都道府県名	事 例
	<p>の講師紹介及び謝金助成 出前環境教室の開催 ミニフォーラムの開催 環境学習交流拠点としての「ひょうごエコプラザ」の運営</p> <p>(2)環境学習指導者を養成するため、 自然体験活動リーダー養成講座 こども環境学習サポータートレーニング 環境学習サポーター登録制度を実施</p> <p>(3)こども向け環境学習の実施として、 こどもエコツアー 夏休み環境調査教室等の開催</p>
奈良県	<p>環境学習プログラム集（小学校編）児童用資料の配布</p> <p>わたしの環境観察事業で二酸化窒素調査、粉じん調査、酸性雨調査、リバーウォッチングを行う。</p> <p>県民等が実施する講習会などから依頼を受け、環境に関する専門家（アドバイザー）を講師として派遣する。</p> <p>学校や民間の団体を対象に、環境ボランティアや県職員を講師とする「どこでもエコ教室」を開催する。</p> <p>小中学校を対象に県がモデル校を指定し、環境県民行動指針の内、学校で可能な環境にやさしい行動を実践する。また、それぞれの家庭においても行動指針の実践に取り組んでもらう。</p> <p>「こどもエコクラブ」壁新聞展</p> <p>環境学習番組の製作</p>
和歌山県	<p>環境学習アドバイザーの派遣先を県民全体に拡大</p> <p>環境学習プログラムの策定と配布</p> <p>県教育委員会と連携して策定した「学校における環境教育指針」と「きのくにエコスクール基準の活用</p> <p>子供達の環境保全への取組促進を目的とした啓発（テレビ番組）。</p>
鳥取県	<p>とっとり環境教育・学習アドバイザー派遣</p> <p>エコキャンプの開催</p> <p>こどもエコクラブ活動発表会の開催</p> <p>環境教育のネットワークの運営</p>
島根県	<p>環境学習プログラム（中学校編）の作成</p> <p>しまねこどもエコクラブ事業の運営</p> <p>こどもエコクラブ事業に「交流会」「しまねこどもエコクラブ認定制度」等県独自の活動支援を行う。</p> <p>環境学習モデル校の指定</p> <p>小学校15校、中学校5校を指定（1年間）</p> <p>「しまね環境アドバイザー制度」及び「地球温暖化防止活動推進委員」の活用に</p>

都道府県名	事 例
	<p>よる自発的な環境学習活動の支援 環境学習資機材の貸し出し</p>
広島県	<p>環境保全アドバイザーの事後研修開催 NPO，事業者の自主的な環境保全活動 環境保全活動・環境教育推進方策の策定 環境教育や環境保全活動の実践を中心になって指導できる教育職員を養成するための研修を実施（対象；小・中学校教員）</p>
山口県	<p>環境学習プログラムの作成・・・加除式（小（高学年）・中学生を対象） 環境学習指導者バンク推進事業 地域における環境に関する学習会、講演会等に、バンクに登録された指導者を派遣する。 環境学習全県ネットワーク構想調査事業 地域における環境学習施設・フィールド等と連携しながら、全県的なネットワーク構想の中で、総合的な支援機能、拠点施設の在り方をふくめた基本構想について調査、検討する。 環境教育・環境学習の実施に当たり、知事部局及び教育庁が連携し、総合的に施策を推進するため庁内連絡会議を設置する。</p>
徳島県	<p>環境アドバイザーの派遣 徳島こども環境探検隊 県内のこどもエコクラブのメンバーが集まって交流会などを開催 徳島自然共生塾 住民、企業、行政が一体となって環境改善活動を展開するグランドワークの人材育成を目的に年間6回の講座を開催 ビオトープアドバイザーの派遣 学校版環境ISOの推進（予定）</p>
香川県	<p>環境キャラバン隊事業 環境測定機器や学習用資器材を搭載した「環境キャラバン隊車」で地域や学校を訪問し、体験学習を伴った環境教室を開催する。 こどもエコスクールの開催 小中学校、こどもエコクラブの交流促進を図るため「こどもエコスクール」を開催する。 活動報告書の作成 小中学校、こどもエコクラブで行われている環境学習活動の情報を収集、提供する。</p>

都道府県名	事 例
	<p>環境学習プログラム集の作成及びその普及事業</p> <p>教師用として作成した環境学習プログラム集の普及促進のため小中学校からモデル校を指定して活動支援を行い、改良及び、その他指導者研修会や関連情報の提供などを行う。</p> <p>環境学習サポート体制の整備</p> <p>子どもたちの環境学習をサポートする人材、団体、学習フィールド等に関する情報を収集整理した「環境学習支援ネットワーク」の効果的な活用を図るため「環境学習フォーラム」を開催する。</p> <p>環境副読本の作成・配布（対象：小学校5年生）</p>
愛媛県	<p>環境マイスター派遣事業：環境問題に関する講演会、学習会等において、自らの知識や経験を活用して講義、助言を行うことができる者を「環境マイスター」として登録し、環境保全活動に取り組もうとする地域環境活動グループ等からの求めに応じて派遣する。</p> <p>愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコハウス）管理運営事業：県民の地球温暖化防止などの環境保全意識の向上を図るため、住宅や事務所等へ導入可能な地球温暖化防止技術の体験の場を提供するとともに、環境学習及び環境保全活動の支援を行う。</p> <p>えひめ環境大学の開催：環境関連の指導者（事業所等）、環境保全活動者などの環境意識のあるものを対象に、より高度な環境意識の習得を図るために、「えひめ環境大学」を定期的で開催する。</p>
高知県	<p>環境活動リーダー交流会</p> <p>各地域で率先して環境保全活動に取り組む人材の育成のための養成講座修了者に対するフォロー・アップ研修としての交流会の実施。</p> <p>体験型環境学習実践事業</p> <p>環境学習車「ECOまなぶ」を活用し、学校やフィールドへ直接出向き</p> <p>体験型環境学習の実施</p> <p>こどもエコクラブ交流会の実施</p>
福岡県	<p>環境副読本及び副読本資料編の作成・配布</p> <p>小学校5年生を対象とした環境副読本及び教師向けの副読本資料編を作成・配布する。</p> <p>環境教育ガイドブック（学校教育用）</p> <p>学校教育における環境教育を支援するため環境関連の事業、教材、人材等に関する情報を掲載した環境教育ガイドブック（学校教育用）を作成し、小・中・高等学校に配布する。</p> <p>環境情報発信事業</p> <p>県民、環境NPO及び事業者などの自主的な環境活動を推進するため、県のホームページ上に環境ホームページを構築し、地理情報システム（GIS）を活用して環境</p>

都道府県名	事 例
	<p>情報の発信を行う。</p> <p>環境啓発事業（保健福祉環境事務所事業）</p> <p>県保健福祉環境事務所において地域での望ましい環境教育啓発を行う。</p> <p>福岡県環境啓発補助事業</p> <p>NPO等と共同で啓発事業を実施する市町村に対して事業費の2分の1を補助する。</p> <p>ジュニアサイエンス事業</p> <p>県保健環境研究所を開放し、子ども達が環境科学実験等を楽しみながら体験することを通じて環境に対する理解を深める。</p> <p>夏休みリサイクル親子探検隊</p> <p>県内在住の親子を対象としたリサイクルに関する施設の見学を行う。</p>
佐賀県	<p>環境月間行事の一環として、体験型環境講座「ぼくとわたしの環境教室」の実施</p> <p>こどもエコクラブの募集</p>
長崎県	<p>環境副読本を作成し、中学1年生に配布する。</p> <p>環境関係ビデオを購入し、貸し出しを行っている。</p> <p>環境アドバイザー制度実施</p>
熊本県	<p>熊本県環境センターで実施している事業</p> <p>動く環境教室事業</p> <p>小中学校やその他団体等の要請に応じて、環境センターの環境指導員等が現地に出向いて環境学習会を行う。</p> <p>環境教育指導者派遣事業</p> <p>市町村や各種団体の希望に応じて、環境教育指導者を県内各地に派遣し、講演やフィールドワークを行う。</p> <p>市町村・民間団体等との連携</p> <p>県内の環境学習施設や環境団体等と情報交換会等を通してネットワーク化を図っている。</p> <p>教育委員会で実施している事業</p> <p>指定環境教育研究推進校の指定</p> <p>小・中学校における環境教育の充実を図るため、環境教育の研究実践を行う研究推進校を指定している。(小学校2校、中学校1校)</p> <p>環境教育担当教員への研修会</p> <p>各学校の環境教育担当者への研修会を実施している。</p>

都道府県名	事 例
大分県	<p>環境学習講座の開催 県内9カ所の保健所単位で、各地域団体、環境NPO等を対象にして年間各域4回ずつ体験型・実践型の環境学習会を開催する。</p> <p>環境教育アドバイザーの派遣 有識者、環境NPO等をアドバイザーに委嘱し、地域、学校における環境学習での講師として派遣する。</p> <p>こどもエコクラブ活動の推進 こどもエコクラブの普及を図り、登録数の拡大を推進する。</p> <p>地域における環境学習実践研究 小中高8校をモデル校に指定し、地域や家庭と連携した効果的な環境学習方法についての実践研究を行う。</p> <p>ごみゼロ実践活動等パネル展 小中高校生の環境意識を高めるため各校で決めた環境スローガンや環境学習実践活動の紹介パネルを駅構内等へ展示し、広く県民に紹介する。</p> <p>教員の環境リーダー養成研修 教員のリーダーを養成するため、NPO法人に研修実施を委託する。</p>
宮崎県	<p>未来の宮崎を担うこどものための環境学習促進事業 環境の世紀と言われる21世紀を担う幼児、小・中学生を対象に、各成長過程に応じた環境学習活動を支援し、環境保全についての理解を深めるとともに、環境保全活動を実践できる人づくりを行う。</p> <p>エコ幼稚園・エコ保育所推進事業 県内の幼稚園・保育園をモデル園として指定し、自然の中での原体験等を通じ豊かな自然の感性や生命感覚を養い、環境を大切に思う気持ちを育む教育に取り組んでもらう。</p> <p>みやざきこどもエコクラブサポ - ト事業 小中学校の環境活動クラブであるこどもエコクラブの活動を、サポーター養成事業や、講師等派遣により側面から支援する。</p> <p>中学生用環境学習教材作成 中学校の家庭科用教材として「エコッキングブック」を作成、県内の中学校に対し配布する。</p> <p>こども環境フェアの開催 県内の学校、クラブに呼び掛け、児童、生徒の環境保全普及啓発に資するためのイベントを開催する。</p>

都道府県名	事 例
鹿児島県	<p>環境読本の作成・配布 県内の小学5年生全員に配布 環境教育授業 中学生を対象に樹木の大气浄化能力調査等の実施 第6回かごしま環境フェアの開催 主催：第6回かごしま環境フェア実行委員会：鹿児島県など 講演会，環境保全活動の発表会，体験学習会，環境保全器機等の展示など 「生命と環境の学習館」でのワークショップ等 かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」で，地域環境学習リーダー養成講座，ショートプログラム，小・中学生向けの特別講座（夏休み・冬休み）を開催する。</p>
沖縄県	<p>県内の学校（5校）を環境教育モデル校に指定（期間3年）し、学校の環境教育への支援を実施 毎年、おきなわ環境交流集会として、一般県民、事業者を対象に特別講演、パネルディスカッション等を実施 環境教育プログラムの作成（小学校編） 環境副読本の作成（小学生高学年から中学生対象） 小学校への出前講座として、ごみを減らす「買い物ゲーム」の実施 環境家計簿の作成 こどもエコクラブの会員数を増やすため、県のホームページにおいて会員募集を実施</p>

政令指定都市

政令指定都市名	事 例
札幌市	<p>札幌市小学生用総合的環境副教材の作成・配布</p> <p>本市では、小学生用の環境関連の副教材は、これまで、各分野ごとにそれぞれの部局が作成し、関係する学年にのみ配布していたが、平成14年度より義務化され、すでに試行が始まっている「総合的な学習の時間」に対応させるため、既存の環境関連の副教材を全て統一し、1・2年生用、3・4年生用、5・6年生用の3種類を作成し、市内の全小学生に配布している。</p>
仙台市	<p>エコ・チャレンジ事業</p> <p>環境問題の解決のため、大量消費・大量廃棄型の生活を環境に配慮したものに転換させるために市民も取り組めるような「環境マネジメントシステム」を創設・普及させるもの。</p> <p>「エコ・チャレンジキット」(初級・中級・上級の「チェックシート」、「エネルギーチェックシート」(中級以上)「エコ・チャレンジ手帳」により構成)を用意するとともに、取り組み結果を認定してランクアップしてもらう仕組みを構築した。</p> <p>「初級チェックシート」を入手すれば誰でも取り組めるようになっている。</p> <p>市民は、各ランクごとに設けられた環境行動指標(チェック項目)に沿って、1つのランクにつき1ヶ月間チャレンジする。チャレンジ期間終了後、事務局に提出してランクアップの認定を受ける。上のランクになるほどチェック項目が増えるので、環境にやさしい行動が取れるようになると同時に、家計も節約できるような仕組みになっている。</p> <p>事業の運営主体として、環境NPOや教育関係者などによる実行委員会を設立している。</p> <p>杜々かんきょうレスキュー隊</p> <p>NPOや教師と協働で、市内の特色ある自然環境を生かした体験的環境学習プログラムを作成し実施する。</p>
さいたま市	<p>環境教育研究推進校</p> <p>環境学習資料の作成(小学校中学年・高学年用、中学校版)</p> <p>牛乳パックなどのリサイクル活動の推進(小学校)</p> <p>こどもエコクラブの募集</p> <p>各部課所における環境講座の開催</p>
千葉市	<p>環境副読本：市内の小学生(4~6年生対象)に「調べ学習」を目的とした冊子を作成し配布する。また、補足資料及び学習のツールとしてCD-ROMを併せて配布する。</p> <p>環境学習モデル校：環境学習を推進するため、各区(6区)に1校「環境学習モデル校」を指定し、環境問題を解決するために必要な資質や行動力を養い地域と一体となった環境学習の拠点としての普及を図る。</p>

政令指定都市名	事 例
川崎市	<p>環境副読本の作成・配布：環境副読本を作成し、市内の全小学校（4年生）及び中学校（1年生）に配布</p> <p>「地球環境リーダー育成講座（全10回）」「フォローアップ講座」の実施</p> <p>ホームページによる情報提供</p> <p>インターンシップ生の受入れ</p> <p>「つなげよう明日の環境 かわさきっ子の挑戦」のテレビ放映、ビデオ作成</p>
横浜市	<p>地域での環境教育・学習に取り組む市民団体の活動を支援するために次の事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動資金を助成する「横浜市環境保全活動助成」 ・市民団体等が行う自然観察会などのイベント情報を載せた情報誌「よこはま環境伝言板」の発行 <p>市民活動団体が提案するいろいろな分野の、環境に配慮したまちづくり事業で、横浜市と協働して進めることで事業効果が高まると考えられるものに対して、双方の基本的な考え方や役割等を確認した上で事業を進める「環境まちづくり協働事業」の実施（H15.4事業）</p> <p>環境副読本の配布（市内小学5年生、中学1年生）</p>
名古屋市	<p>なごやエコ・ルネサンスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園、小・中・高等学校等における、ISO14001の理念を生かして子どもたちが主体的に環境保全に取り組む仕組みづくり ・幼稚園・保育園と家庭が一体となって環境に配慮したライフスタイルの確立を図る「三世代エコライフチャレンジ」 ・毎月8日に市民・事業者と連携して環境に配慮した具体的な実践行動に取り組む「環境保全の日の行動の輪づくり」など <p>地域における環境教育</p> <p>保健所において環境保全講習会や自然観察会を開催するほか、各区1学区を対象になごや環境家計簿の活用や身近な環境調査などの実践活動を実施</p> <p>環境学習センターにおける各種講座の開催</p> <p>大学などと連携して子どもたちが体験学習や意見交換を行う交流会を実施する「なごや・地球エコネット」など</p> <p>なごや環境塾</p> <p>地域レベルでの環境保全活動に指導的な役割を担うことができる人材を育成するための講座を開催</p> <p>小学校5年生向け副読本「環境とわたしたち」の作成</p>

政令指定都市名	事 例
京都市	<p>環境副読本の作成・配布：小学5年生、4年生及び中学3年生向けの環境副読本を作成し、市内の全小・中学校に配布する。</p> <p>平成14年度に開設した京エコロジーセンター（京都市環境保全活動センター）を拠点とした、各種イベント開催等を始めとする環境教育・環境学習を実施する。</p>
大阪市	<p>生活環境学習会（環境教育・環境学習の地域への展開）</p> <p>各区保健福祉センター（市内24カ所）が、環境・食品衛生、環境保全問題全般にわたり地域社会に情報をわかりやすく提供し、市民の生活衛生・環境保全に対する意識の向上を図ることを目的として、平成12年度より実施している。</p> <p>（事業内容）</p> <p>（1）各区保健福祉センターが、概ね年間24回程度実施</p> <p>（2）講師は原則として各区保健福祉センター</p> <p>（3）対象者は市民、各種団体の会員、事業者等</p> <p>（4）開催方法</p> <p> シリーズ方式 同一受講生に複数回の学習会を開催</p> <p> 講習回数は5～7回程度</p> <p> 募集方法は市政だより区内版・ピラ等による一般公募、各種団体へ参加要請、生活環境相談窓口など来所者から募集</p> <p> 募集人員は20～30名程度</p> <p> 講座の7割以上の受講者に修了証を交付</p> <p> スポット方式 単発的な学習会を開催</p> <p> 学習対象としては、各区の「女性学級」「幼稚園及び小学校の保護者」、また「小学校・中学校での環境教育（総合的な学習の時間）」とも連携を図っていく。</p> <p> 保健福祉センターで従来から実施している「健康講座保健栄養コース」等の各事業に参画し、保健師・栄養士等との連携・協力を図り、実施している。</p> <p> （平成14年度実績）</p> <p> 回数合計 821回（うち環境保全分野 217回）</p> <p> 人数合計 29,212人（うち環境保全分野 9,325人）</p>
神戸市	<p>環境情報の発信と人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育拠点施設「こうべ環境未来館」開設と公募によるNPOへの運営委託（平成16年6月1日～） ・市民講座「KOBE環境大学」（入門コース） ・環境学習プログラムづくりを行うKOBE環境大学実践講座（リーダー養成コース） ・KOBEエコ市民クラブ・ネットワークの充実 ・「KOBE環境だより」やインターネット等を活用した環境情報の発信・交

政令指定都市名	事 例
神戸市	<p>流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “ 環境学習室 ” の運営(環境ライブラリー、環境学習用器材の貸し出し) ・ ごみ持ち出しルールなど、ごみに関する情報の提供等 <p>学校教育との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副読本ごみものがたりジュニアの発行、ふれあいごみスクールの開催 ・ 子どもの目から見たくらしのエコチェックの推進(小中学校) ・ エコ絵本の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ エコキッズ・ホームページプロジェクト ・ 教職員研修の充実(ごみ関連研修、ビオトープ研修、環境教育研修) <p>こどもエコクラブ等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KOBEこどもエコクラブ事務局機能の充実 ・ KOBEこどもエコクラブニュースの発行 ・ 親子ふれあい環境教室の開催 ・ KOBE環境大学実践コースとの連携 ・ KOBEこどもエコクラブサポーター研修(児童館等) <p>地球環境・地域環境の保全に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコタウンまちづくり、美緑花こうべまちづくり等に対する支援 ・ 市民行動計画マニュアル「地球を救え!KOBEエコ市民」の普及・啓発 ・ グリーン購入運動・環境家計簿運動・エコチェック運動の推進 等
広島市	<p>環境教育・学習マニュアルの作成</p> <p>広島地球ウォッチングクラブ</p> <p>こどもエコクラブとの連携事業。小中学生を対象に「自然環境体験会」や「環境マップづくり」などの環境学習会を開催</p> <p>環境サポーター養成講座</p> <p>地域における環境保全活動のリーダーを育成</p> <p>出前環境講座</p> <p>企業や学校、地域団体などが行う環境講座に講師を派遣</p>
北九州市	<p>体験型環境学習教室の実施</p> <p>スターウォッチング、樹木による大気浄化能力度調査、水生生物による水質調査、音の探検隊など、小学生等を対象とした体験型環境学習教室を実施している。</p> <p>環境副読本のシリーズ化</p> <p>幼児から中学生まで一貫した環境教育を行うため、各学年の学習内容、理解力などに応じた環境副読本を作成し、小学校低学年用(1・2年)、中学年用(3・4年)、高学年用(5・6年)、中学校用の5種類を市内の全教師、全生徒に配布。以後改訂版を毎年作成。16年度には小学生用副読本の教師用指導書を作成・配布。</p> <p>環境学習サポーター制度</p> <p>環境学習・環境活動に実績を持つ市民を環境学習サポーターとして認定し、活動を通して</p>

政令指定都市名	事 例
	環境学習・環境活動の活性化を図る。
福岡市	<p>小・中学生用環境副読本の作成</p> <p>空き缶プレス車の派遣：保育園や幼稚園等に空き缶プレス車を派遣し、空き缶のプレス実演や紙芝居などで啓発を行う。</p> <p>環境学習支援事業：小学校へ分別指導などの環境学習の支援を行う。</p> <p>環境デー事業：毎月14日の環境デーを中心に、自然観察会、エコッキングなどの啓発事業を実施する。</p> <p>幼児向け環境学習プログラム：地域の自然環境の特性を活かした幼児向け環境プログラムを策定する。</p>

19. 環境省Webマガジン「Re-Style」について

環境省では、平成 14 年版の循環型社会白書で、ゴミを減らす暮らし方である「リ・スタイル」を提唱した。このリ・スタイルを広く周知するため、Webマガジン「Re-Style」(<http://www.re-style.jp>) を発行し、著名人へのインタビューやイベント等のレポート、暮らし方やビジネス等に関する情報を提供している。

また、アニメの人気キャラクター「パワーパフガールズ」を使用して、循環型社会の理解のための入門書として活用できる小中学生向けパンフレット「パワーパフガールズと挑戦しよう！ごみゼロ大作戦」を小中学校やこどもエコクラブ、環境省の主催イベント等で配付を行ったほか、実費での頒布（ ）も行っている。

問合せ先：(財)日本環境協会出版物担当

TEL：03-5114-1251

FAX：03-5114-1250

E-mail：jea@japan.email.ne.jp



ホームページ画面から



パワーパフガールズ

20. 地方公共団体における普及啓発施策の事例

各地方公共団体では、各種の普及啓発施策がとられているところ。中には、独自のキャラクターを発売して、市民に親しみやすい普及啓発に取り組む地方公共団体も存在する。

(1) 仙台市 ワケル君

仙台市では、ワケル君というキャラクターを発売し、普及啓発に活用している。具体的には、「仙台ごみ減量・リサイクル情報総合サイト ワケルネット」(<http://www.gomi100.com/>) と題した Web サイトにおいて、分かりやすい情報発信の一手段として活用されている。また、「百万人のごみ減量大作戦」として、集団資源回収等の推進を行うほか、ごみを減量し環境に配慮した学園祭等のイベントにリユース食器洗浄車「ワケルモービル」を貸し出す等を行っている。



仙台市ホームページ画面より



食器洗浄車「ワケルモービル」

(2) 福井市 リサイクル戦隊ワケルンジャー (2003年のみ活動)

福井市では、平成15年4月1日から、「プラスチック製容器包装」「紙製容器(空き箱)」「段ボール」の3つの分別収集を新たに始めたのに伴い、この新分別の周知手段として、平成15年中、リサイクル戦隊ワケルンジャーという独自キャラクターによる普及啓発活動(ケーブルテレビでの番組放送、保育園等での環境教育等)に取り組み、テレビをはじめとする各種メディアの関心を呼んだ。



福井市ホームページ画面から



普及啓発ポスター



リサイクル戦隊ワケルンジャー



怪人ゴミンガー

21. 参照条文

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成七年六月十六日法律第百十二号)

(定義)

第二条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

11 この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業（収益事業であって主務省令で定めるものに限る。以下同じ。）において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であって、次に掲げる者以外の者をいう。

四 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、その事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間）における政令で定める売上高が政令で定める金額以下である者

(国の責務)

第五条

4 国は、教育活動、広報活動等を通じて、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量の再商品化の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該再商品化の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十条 主務大臣は、正当な理由がなく前条に規定する再商品化をしない特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（第三十九条を除き、以下「特定事業者」という。）があるときは、当該特定事業者に対し、当該再商品化をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定等)

第二十一条 主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十二条 指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものとする。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十六条 第二十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第十条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国

内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。

二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。

三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。

四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 市町村

ロ その他環境省令で定める者

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
（平成四年十二月十六日法律第百八号）

（輸出の承認）

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

外国為替及び外国貿易法
（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）

（輸出の許可等）

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。
- 3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

循環型社会形成推進基本法

(平成十二年六月二日法律第百十号)

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第二十七条 国は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

中小企業基本法

(昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三条第一項の規定に基づく、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成八年三月二十五日環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第一号）

六 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

分別基準適合物の再商品化等の促進は、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別基準適合物の再商品化によって得られた物の利用の促進とあいまって資源エネルギー投入量の節減、廃棄物の減量及び散乱の防止、環境汚染物質の発生抑制等を通じて、全体として人間の活動に起因する環境への負荷を低減させ、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムを構築していくという意義を有する。

以上のような分別基準適合物の再商品化等の促進のためには、分別排出や再商品化によって得られた物の利用を始めとする広範な国民の協力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識について、広く国民への普及、啓発を図ることとする。具体的には、環境教育・環境学習や広報活動等を通じて、分別基準適合物の再商品化等の促進が環境の保全に資することについての国民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつその実施が行われるよう関係者の協力を求めることとする。また、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関し、国民への情報提供に努めることとする。

循環型社会形成推進基本計画 （平成十五年三月二十四日環境省告示第二十八号）

第5章 各主体の果たす役割

国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体（都道府県・市町村）、国等のすべての主体は、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担の下で、適正かつ公平な費用負担により各種の施策を着実に講じていくことが必要です。

具体的には、以下のような取組を進めます。

第2節 NPO・NGO

NPO・NGOは、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことなどを通じて社会的な信頼性を高めるとともに、各主体の環境保全活動のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。具体的には、3Rの推進や地域住民のライフスタイルの見直しの支援など地域の環境保全のための活動、国民・事業者などの循環型社会の形成に向けた行動の促進のための環境教育・環境学習や啓発活動、さらに地域コミュニティ・ビジネスとして持続可能かつ広がりのある活動が行われます。

